

第7条を次のように改める。

(代決)

第7条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、次長がその事務を代決することができる。

2 所長及び次長が不在であるときは、総務課長が所長の事務を代決することができる。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

#### 熊本県訓令第13号

本庁各部課(総室・室)

各地方出先機関

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県こども総合療育センター処務規程(昭和30年熊本県訓令第1170号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項診療部の項第1号中「入所児、通所児及び母子入所児等」を「障害のある児童等」に改め、同項同部の項第6号中「児童」を「障害のある児童」に改める。

第6条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。

第7条を次のように改める。

(代決)

第7条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、事務長がその事務を代決することができる。

2 所長及び事務長ともに不在であるときは、所長があらかじめ指定した吏員が、所長の事務を代決することができる。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

#### 熊本県訓令第14号

本庁各部課(総室・室)

各地方出先機関

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県家畜保健衛生所処務規程(昭和31年熊本県訓令第433号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 衛生所に次の課を置く。

(1) 衛生課

(2) 防疫課(天草家畜保健衛生所を除く。)

(3) 検査課(中央家畜保健衛生所に限る。)

第3条を削り、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げ、第7条第16号中「300万円未満」を「1,000万円未満」に改める。

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

第7条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、衛生課長がその事務を代決することができる。

第8条を削る。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

#### 熊本県訓令第15号

本庁各部課(総室・室)

各地方出先機関

熊本県立肥後学園処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県立肥後学園処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立肥後学園処務規程(昭和31年熊本県訓令第1232号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号を次のように改める。

6 知的障害のある児童の療育に関すること。

第4条第7号から第9号までを削る。

附 則